

6月村議会定例会報告

6月村議会定例会が6月7日に招集されました。議会議では、左記の9議案が審議され、いずれの議案も原案のとおり可決されました。

条例改正等

◆専決処分承認を求めることについて（2議案）

（内容） 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が公布されたことにより、東秩父村税条例および東秩父村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、専決処分を行い、その承認を求めます。

◆東秩父村税条例の一部を改正する条例

（内容） 「東日本大震災からの復興に關し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に關する法律」が公布されたことにより、東秩父村税条例の一部を改正するものです。

◆東秩父村印鑑条例の一部を改正する条例

◆東秩父村手数料条例の一部を改正する条例

◆小川地区衛生組合の規約変更について

一般質問

吉田 英夫議員

質問 東秩父村保育施設0歳児からの受入れ等について

（内容） 城山保育園では3歳児からの受入れをしているが、0歳児からの受入れはできないか。①管外施設の受入れ人数の内訳について

人事案件

◆埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

（内容） 住民基本台帳法の一部改正および外国人登録法の廃止に伴い、東秩父村印鑑条例および東秩父村手数料条例の一部の改正、また、小川地区衛生組合規約および埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更するものです。

◆東秩父村教育委員会委員の任命について

（内容） 委員の山崎康次氏（御堂）が平成24年7月31日をもって任期満了となるので、後任に渡辺成夫氏（白石）を任命するものです。

◆東秩父村監査委員の選任について

（内容） 議会選出監査委員の足立理助氏が退任したため、後任に田中丈司氏を選任するものです。

（内容） 現在の保育所入所については、保護者の希望により、入所申込み先保育所を自由選択できるようになっています。平成24年5月1日現在、当村から他市町村へ管外保育委託している児童数内訳は、ゆずの木保育園（寄居町）15人、小川エンゼル保育園（小川町）2人、小川保育園（小川町）1人、玉川保育園（ときがわ町）1人です。

②どのような理由で管外入所されているか把握しているか。

③管外施設への助成はいくらか（施設別に）

④園児一人の保育料は、月あたりいくらか

⑤村では、全員受入れする考えはあるか

⑥児童の安全を第一に、バス停留所の設置について

⑦東西小学校統合後の通学について

⑧安全第一という考えを基本に、バス事業者と2回交渉しています。バス事業者からは、バスの運行コースを和紙の里まで延長し、途中に「やまなみ前（仮称）」、「和紙の里」（仮称）の2つのバス停留所を設けて対

8階層で5万2000円です。これは国基準額の半額で、当村の保育料は県全体からみても低く設定しています。平成23年度の保育料全体を単に入所児童数で割った平均保育料は一人あたり月額1万2939円です。

別によつて定められるので、同じ年齢の児童を委託した場合でも保育所毎に若干金額が異なります。平成23年度の委託実績は、施設別に、ゆずの木保育園1350万8650円、小川エンゼル保育園425万1580円、小川保育園165万9240円、嵐山若草保育園132万7900円、玉川保育園39万2340円となっています。

園児一人の月額保育料は、所得階層と年齢によつて異なり、一律いくらという定額にはなっていない。当村の保育料は、国の基準額表に沿つて8階層に分け、年齢により3歳未満児、3歳児、4歳児以上の3つに区分し、金額は階層により国の基準額の50%から70%とし、子育て支援策として保育料の軽減を図っています。当村の保育料で最も高い額は、3歳未満児の第

管外入所理由としては、3歳未満低年齢児による理由5人、低年齢からの管外継続入所1人、保護者の通勤都合送迎の利便性による理由12人、夜8時までの長時間保育希望による理由1人となっています。

2歳児以下の低年齢児も出生数の低下により減少してきたので、平成25年度から低年齢児の入所受入れを検討していきます。なお、0歳児については、児童3人に1人の保育士を配置する基準により、保育士の増員を図らなければならず、人件費もかかることから、真に保育に欠ける児童についてのみ、今までどおり管外委託で対応していく予定です。

安全第一という考えを基本に、バス事業者と2回交渉しています。バス事業者からは、バスの運行コースを和紙の里まで延長し、途中に「やまなみ前（仮称）」、「和紙の里」（仮称）の2つのバス停留所を設けて対